教育委員会／小・中・高等学校長・教頭　御中
2010/5/10　No338 発行
無断転載　・コピー禁止

教職研修資料

教育情報版

〔発行〕教育開発研究所
東京都文京区本郷 2-15-13
TEL（03）3815　7041
http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp

■学校経営のポイント

落ち着いて“読書”し“思索”する習慣の形成を

若井　彌一

ゴールデンウィーク（４月 29 日～５月５日）と称される大型連休が終わった。新聞報道によれば，今年は「休みのとりやすい日並びや好天」で，JR のこの期間の利用客，飛行機（国内線）の利用客，高速道路の利用ともに好調であったようである（５月７日付け『毎日新聞』による）。

子どもの読書活動は順調であるか

家族で，あるいは友人等と旅に出るのも結構なことであるが，他方で，この休み期間中に，静かに「知の旅」とでも称すべき読書活動を楽しんだ子どもたちは，どれくらいいたものであろうかと思ったりもする。

約 10 年前に行われた調査ではあるが，OECD の学習到達度調査（PISA）2000 年によれば，わが国（日本）の子どもたち（15 歳児を対象）は，55%が「趣味で読書をしない」と回答しており，OECD 参加国平均31.7%を大きく上まわっているとの指摘も見られる（平成 15 年３月「東京都子ども読書活動推進計画」参照）。

この指摘に見られるような現状を，より望ましい方向へ動かすことを目指して，平成 13 年 12 月には「子どもの読書活動の推進に関する法律」（略称「読書活動推進法」）が制定された。

名称のとおり，この法律は，子どもの読書活動の推進に関して「基本理念を定め，並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに，子どもの読書活動の推進に関する必要事項を定め」ている（第１条）。

そして，その「基本理念」に関する規定では，「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう，積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」（第２条）と，一面的に物的・人的条件整備の推進が強調されていると誤解されかねない条文表現となっている。

しかし，本条の真意はそうではなく，「自主的に読書活動を行うことができるよう」にとの，読書活動推進の原則，もっと一般化して言えば，旧教育基本法の第２条〔（教育の方針）教育の目的は，あらゆる機会に，あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには，学問の自由を尊重し，実際生活に即し，自発的精神を養い，自他の敬愛と協力によつて，文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない〕で謳っていた「教育の方針」という表現による「教育の基本原則」を確認したものであることに注意したい。

「子ども読書の日」の趣旨を生かす試みを

本来ならば，この原稿を年度始めの段階で全国に配信すべきであったが，やや遅くなっての配信となった。

「子ども読書の日」（４月 23 日）は，すでに過ぎているが，各学校では，「子ども読書の日」が設けられていることを，１日限りの，期日（月日）限定のイベント実施という固定的イメージでとらえるのではなく，児童・生徒の読書活動の推進の観点から，充実した継続的な取組みをすることを心がけていただきたい。

そうであってこそ，子どもの読書活動が，それぞれの学校のリズムで無理なく展開されることであろう。各学校の取組みに期待したい。

（わかい・やいち＝上越教育大学長）

★本紙は http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp でも掲載

●5 月 19 日発売！　教師の「学級経営力」を高める！　高階玲治［編］Ｂ５判／186 頁／定価 2,500 円
『新学校経営相談 12 ヵ月 No.5　発達に応じた学年・学級経営』
『スーパー教職大学院発進！』上越教育大学【編】A5判280頁・定価 2,520 円
■研修誌・図書の小社への直接注文は，無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24 時間受付・即日発送）